

**延岡市障がい福祉分野人材確保支援事業
補助金交付の手引き**

**延岡市 障がい福祉課
(令和6年8月)**

本市では市内の障がい分野の人材不足等の状況を受け、介護人材や相談支援従事者の安定的な確保と質の高いサービスの提供を図ることを目的として、令和 6 年度より延岡市障がい分野人材確保支援事業を実施することとしました。

本事業は、下記の 2 つのメニューがありますので、ぜひご活用ください。

(1) 介護職員初任者研修補助

【概要】

介護職員の質の向上を図るため、介護職員初任者研修の受講にかかる費用を助成する。

【補助対象者】

下記の全てを満たす者

- ① 申請日の前年度の 4 月 1 日以降に、研修を修了し(※)、受講料等を全額支払っている者
※令和 6 年度からの補助事業開始となるため、令和 5 年度以前に終了した研修は対象外
- ② 延岡市内の障害福祉サービス事業所に介護職員として就業している者又は内定を得て介護職員として就業予定の者
- ③ 地方税法に規定する市町村民税等を滞納していない者
- ④ 国・県もしくは本市以外の地方公共団体から受講料等にかかる補助金を受けていない者
- ⑤ 高等学校等及び大学等の授業等において研修を受講していない者

【補助対象経費】

修了した研修の実施機関に支払った受講料等

※雇用されている障害福祉サービス事業所から補助を受ける場合は、その金額を差し引く

【補助金額】

補助対象経費の全額(上限 5 万円)

【申請手続】

下記書類を提出

- ① 補助金等交付申請書
- ② 受講した研修の受講料等が分かるもの(研修パンフレット等)

- ③ 研修修了証明書の写し
- ④ 研修の実施機関が発行した受講料等の領収書の写し
- ⑤ 就業・内定証明書(様式第1号。申請日の1か月以内に発行されたものに限る。)
- ⑥ 市町村民税等の滞納していないことを証する書類(完納証明書)
- ⑦ 請求書(日付は空欄とすること)

(2) 相談支援従事者研修補助

【概要】

相談支援従事者の質の向上を図るため、相談支援従事者研修の受講にかかる費用を助成する。

【補助対象者】

下記の全てを満たす者

- ① 申請日の前年度の4月1日以降に、研修を修了し(※)、受講料等を全額支払っている者
※令和6年度からの補助事業開始となるため、令和5年度以前に終了した研修は対象外
- ② 相談支援従事者研修(相談支援専門員・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の資格取得のためのいずれかの研修)を修了していること。
- ③ 指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所、障害福祉サービス事業所又は障害児通所支援事業所に相談支援専門員、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として就業している者、内定を得て就業予定の者又は就業を希望する者
- ④ 地方税法に規定する市町村民税等を滞納していない者

【補助対象経費】

修了した研修の実施機関に支払った受講料等

※雇用されている障害福祉サービス事業所から補助を受ける場合は、その金額を差し引く

【補助金額】

補助対象経費の全額(別表)

【申請手続】

下記書類を提出

- ① 助成金等交付申請書
- ② 受講した研修の受講料等が分かるもの(研修パンフレット等)
- ③ 研修修了証明書の写し
- ④ 研修の実施機関が発行した受講料等の領収書の写し
- ⑤ 第2条第1項掲げる事業所に就業している者又は内定を得て就業予定の者にあつては、就業・内定証明書(様式第2号 申請日の前1か月以内に発行されたものに限る)
- ⑥ 第2条第1項掲げる事業所に就業を希望する者にあつては、申告書(様式第3号)
- ⑦ 市町村民税等の滞納していないことを証する書類(完納証明書)
- ⑧ 請求書(日付は空欄とすること)

別表

●補助対象額

研修種別	上限額(円)
(1) 相談支援従事者初任者研修 共通研修2日 + 演習5日 = 7日間	50,000円
(2) 相談支援従事者現任研修 4日間 ※5年以内に受講	28,000円
<u>○サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修</u>	
(1) 基礎研修 ① 3日間コース ② 5日間コース ※3日間コース:共通研修2日間受講者	① 21,000円 ② 36,000円
(2) 実践研修 2日間 ※基礎研修受講後、2年後の受講となる	14,000円
(3) 更新研修 2日間 ※実践研修から5年以内に受講	14,000円

備考 この表の規定にかかわらず、相談支援従事者初任者研修の共通研修のみを受講した場合の上限額は、14,000円とする。